

令和4年3月24日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

公租公課を滞納した職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

- (1) 健康福祉局 係長
- (2) こども青少年局 保育士
- (3) 経済環境局 技能員

2 処分内容

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号該当）

3 処分日

令和4年3月24日

4 処分の概要

被処分者はそれぞれ、公租公課の滞納により口頭嚴重注意を受けたことがあるにもかかわらず、今般再び、公租公課を滞納したものである。

当該行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

以 上